

「ありがとう リハビリショート」運営規程

ユニット型指定短期入所生活介護
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社QOLサービスが開設するありがとうリハビリショート（以下「事業所」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業は、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 3 事業は、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービス及び地域住民等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ありがとうリハビリショート
- ② 所在地 福山市春日町浦上 1201-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1人（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理、ユニット型指定短期入所生活介護等の利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

② 医師 1人（非常勤職員1人）

医師は、利用者の健康状態を確認し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

③ 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

④ 介護職員又は看護職員 8名以上

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

⑤ 栄養士 1人以上

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

⑥ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（利用定員）

第5条 事業の利用定員は、20人とする。

（ユニットの数及びユニットごとの利用定員）

第6条 事業所のユニットの数及びユニットごとの利用定員は、次のとおりとする。

① ユニットの数 2ユニット

② ユニットごとの利用定員 10人

（事業の内容）

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

① 食事の提供

② 入浴

③ 機能訓練

④ レクリエーション

⑤ 健康状態の確認

⑥ 生活相談

⑦ 送迎

⑧ その他日常生活に必要な支援及び介助

（利用料等）

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるとする。

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

- ① 食費 1日当たり 1,800 円（非課税）【朝食 510 円、昼食 600 円、夕食 690 円】
- ② 滞在費（非課税）

	滞在費（非課税）
平日利用（月曜日～金曜日）	2,750 円
休日利用（土日祝）	4,400 円
大型連休利用 ※	6,600 円

※ゴールデンウィーク「5/3～5」、お盆「8/13～15」、正月「12/30～1/3」

- ③ 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎に要する費用は通常の送迎の実施地域を越えた地点から 1 km 当たり 500 円（税込）を徴収する
 - ④ その他、利用者が負担することが適当と認められるその他の日常生活費（教養娯楽等に係る材料費等）については、実費相当額を徴収する。
- 3 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
 - 4 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者・家族に対し事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を受けるとする。
 - 5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（通常の送迎の実施地域）

第 9 条 通常の送迎の実施地域は、坪生町、坪生町南、能島、春日町、春日町吉田、春日町浦上、春日町宇山、青葉台、東陽台、幕山台、大谷台、伊勢丘、春日池、大門町大門、大門町日之出丘、大門町野々浜、大門町旭、大門町津之下、城興ヶ丘、鋼管町、引野町、平成台、明神町、港町、王子町、手城町、蔵王町、日吉台、東深津町、千田町（一部）、緑陽町、奈良津町（一部）、三吉町（一部）、神辺町上竹田・下竹田・平野・八尋・旭丘とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 10 条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 主治の医師から指示事項等がある場合は、管理者又は従業者に申出ること。
- ② 体調不良等により事業の利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止する場合があること。
- ③ 事業所の施設・設備に関して従業者の指示に従い適切に使用すること。
- ④ 他利用者に対しての迷惑行為を禁止すること。
- ⑤ 事業所の規則等を遵守すること
- ⑥ 他利用者・短期入所生活介護従事者に対して過度な要求や性的な言動または優越的な関係を背景とした言動・行動を禁止すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業を提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は協力医療機関へ連絡するとともに、家族、当該利用者に係る居宅支援事業所に連絡するとともに、必要に応じて救急車両の要請等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、担当者を決め、対策を検討する委員会を定期的に開催し、虐待防止のための指針を整備する。事業所は定期的な研修を実施する。

(その他運営についての重要事項)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後3ヶ月以内 継続研修 年1回

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社QOLサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 4 短期入所生活介護事業者は、適切な短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 5 短期入所生活介護事業者は、感染症や災害等が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の作成、年1回以上の研修、訓練を実施する。
- 6 短期入所生活介護事業者は、感染症の予防及びまん延を防止するための指針を整備し、対策を検討する委員会を概ね6か月に1度以上開催し、その結果を短期入所生活介護従

業者に周知する。事業者は、短期入所生活介護従事者に対し、定期的な研修及び訓練を実施する。

- 7 従業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 1 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 5 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。